

株式の譲渡 ～年内の損益確定は4営業日前までに譲渡～

株式の譲渡所得についても収入金額－（取得費＋譲渡費用）で計算されます（NO.48 参照）が、一口に株式と言っても上場株式と非上場株式があります。今回は株を譲渡した後の課税について押さえておきましょう。

（1）上場株式等

① 税率等（分離課税でした・・・NO.44 参照）

譲渡の種類	譲渡の日	所得税	住民税
証券会社を通じて譲渡	平成23年12月31日まで（注）	7%	3%
	平成24年1月1日以後（注）	15%	5%
証券会社を通さずに譲渡		15%	5%

（注）平成23年度の税制改正において、2年間の延長が見込まれています



② 特定口座制度

証券会社を通じて株式の売買をする場合には、証券会社に口座を開設する必要があります。口座の種類は大きく分けて特定口座とそれ以外の2種類あり、それぞれメリット・デメリットがあります。

	源泉徴収の有無	確定申告義務	メリット・デメリット等
特定口座	有	なし	証券会社で損益を把握して取引の都度源泉徴収されるため確定申告が不要ですが、最終的に年間の譲渡益が20万円以下（注）となっても戻りません（下記との比較）。
	無	あり（易）	確定申告の義務はありますが、年間取引報告書に従って簡単にできます。譲渡益が20万円以下（注）なら申告不要です。
（特定以外の）一般口座	無	あり（難）	自分で損益を計算して確定申告が必要となります。ただし、譲渡益が20万円以下（注）なら申告不要です。

（注）株式の譲渡益に限った話ではありませんが、給与と所得者の給与以外の所得が20万円以下である場合は、申告・納税ともに必要ないという規定があります。

（2）非上場株式

税率は20%（所得税15%＋住民税5%）で、確定申告が必要となります。非上場株の譲渡損失は、その年分の株式譲渡益との内部通算はできますが翌年以降への繰越はできません。内部通算については、上場株式よりも税率の高い非上場株式の譲渡益から通算することができ、納税者に有利な取扱いとなっています。

（3）内部通算と損益通算及び繰越控除

① 内部通算と損益通算

株式を売却して損失が出た場合、その損失は他の株式の譲渡益と内部通算（相殺）することができ、基本的には他の所得と損益通算は出来ません。

ただし平成21年1月から証券会社を通じて売却した上場株式等の損失に限っては、上場株式等の配当等と損益通算が可能になりました。（配当等について申告分離課税の選択が必要）

さらに平成22年1月からは、特定口座（源泉徴収有）に配当等を受け入れることで、特定口座内で生じた譲渡損失と自動的に損益通算ができるようになりました。

② 繰越控除

①の損益通算をしてもまだ残ってしまった損失については、翌年以降3年間の繰越ができ、翌年以降の株式の譲渡益及び上場株式等の配当等から順次控除することができます。

繰越の適用を受けるためには、損失が生じた年及び損失を繰り越す年分について確定申告をしなければなりません。

株価もいいけど課税方法もね！